# 改正油賠法(船舶油濁損害賠償保障法)について(令和元年5月31日公布)

## 背景•必要性

- 海難等による汚染等損害から被害者を保護するため、船舶油濁損害賠償保障法では、入港船舶 (100トン以上の外航船舶)に対し、損害(燃料油による汚染、座礁船等の撤去費)を賠償するための 保険の加入の義務付け等を措置。
- 一方で、近年、海難事故において保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もなされない事例が発生。

## <日本近海における近年の海難事故で被害者への賠償がなされなかった事例>

青森県深浦沖における<u>座礁及び燃料油汚染</u>事故 (カンボジア籍貨物船アンファン8号 2013.3)

- 船舶所有者の保険契約違反(損害拡大防止義務違反)により、 保険会社が免責を主張した結果、保険金が支払われなかった。 その後、船舶所有者による処理ができず放置。
- ▶ <u>青森県の負担</u>で油膜の防除措置及び座礁船の撤去を実施。





兵庫県淡路島における<u>座礁</u>事故 (タイ籍台船ネプチューン号 2016.5)

- № 船舶所有者の保険契約違反(出国前の保険会社による検査の際に指摘された事項の修理未実施)により、保険会社が免責を主張した結果、保険金が支払われなかった。その後、船舶所有者による処理ができず放置。
- <u> 兵庫県の負担</u>で撤去を 実施。

# 放置された座礁船

#### 国際条約※の国内法制化により、被害者への賠償が確実に実施されるための措置を講ずる必要

(※)2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(燃料油汚染損害の民事責任条約) 2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(難破物除去ナイロビ条約)

#### 改正法の概要

## ①保険会社への直接請求権の付与

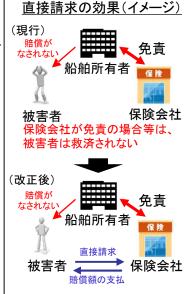
- ○海難等により発生した<u>燃料油による汚染損害及び難破物除去等の費用に係る損害に</u>ついて、船舶所有者等に責任が発生した際に、<u>被害者が保</u>険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求できる旨を規定
- ○保険会社は船舶所有者の保険契約違反を理由に、被害者からの請求を 拒めない(直接請求を受けた保険会社の被害者に対する抗弁内容を制限)

## ②外国の裁判判決の効力

○燃料油汚染損害の民事責任条約では、条約締約国の裁判所が下す判決の締約国間の相互承認を規定。このため同条約に基づく損害賠償請求について、締約国の裁判所が下す判決が、我が国においても効力を有する旨を規定

# ③保険契約締結及び保障契約証明書船内備置きの義務化

- ○<u>国際総トン数1,000トン</u>を超える船舶について、<u>燃料油</u>による汚染損害に 対する<u>保険契約の締結</u>及び保険契約証明書の船内備置きを<u>義務</u>化
- ○<u>国際総トン数300トン</u>以上の船舶について、<u>難破物除去等</u>に係る損害に 対する<u>保険契約の締結</u>及び<u>保険契約証明書の船内備置き</u>を義務化
- ➡ 既に義務化されている100トン以上の外航船舶に加え、条約の規定に基づき一定の 内航船舶等についても義務付け対象を拡大



被害者は保険会社に直接請求を行い、 賠償額の支払を受けることができる (保険会社は船舶所有者の保険契約違反 を理由に、被害者からの請求を拒めない)

【改正法の施行日】

令和2年3月1日 令和2年10月1日(予定) 改正法の一部施行(相当証書(※)の交付申請開始) 改正法の完全施行

(※) 我が国において、条約の効力が生じる日(令和2年10月1日予定)までは、「相当証書」という位置付けであり、それ以降は正式な証書となります。